

外部理事及び外部監事選出規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第 27 条(1), 及び(2)に基づく理事及び監事について, 外部理事及び外部監事の選出は, 本規程の定めるところによる。
- 2 外部理事及び外部監事は, 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定められた要件を満たす者の中から選出する。
- 3 外部理事及び外部監事は, それぞれ 1 名とする。
- 4 外部理事及び外部監事の選出は, 次の手続きによる。
 - (1) 常務理事会は, 外部理事及び外部監事の候補者を選定し, 理事会に推薦する。
 - (2) 理事会は, 前項の推薦について審議のうえ議決を行い, 承認された候補者を総会に推薦する。
 - (3) 総会は, 理事会から推薦された候補者について審議のうえ, 外部理事及び外部監事を選出する。
- 5 本規程の改正は, 総会の承認を得るものとする。

附則

- 1 本規程は, 2026 年 6 月 13 日より施行する。